

2026.02.13
内海一技26-004

(一社) 日本船主協会 御中
外国船舶協会 御中

内海水先区水先人会
会長 橋本 孝亮



令和8年明石海峡及び付近における「いかなご2そう曳き漁業」
盛漁期間中の安全対策について

拝啓 梅鶯の候 貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会水先業務に関し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記航行安全対策に関しましては、関係官庁のご指導を始め本船並びに
関係各位のご協力を賜り、これまで大きな海難事故の発生もなく経過して参り
ました。

ご承知の通り「いかなご2そう曳き」操業時における当該海域の航行環境は、
船舶の通航にとって大変厳しいものとなります。

つきましては、通航船舶と操業漁船の安全を図るため、昨年同様の航行安全
対策を講じさせていただきたく、お願い申し上げます。

尚、操業開始日（3月上旬頃）につきましては、後日速報にてお知らせいた
します。

今後とも関係官庁のご指導を始め、本船並びに関係各位のご協力、ご支援を
賜りますよう、お願い申し上げます。

敬 具

(写) 関係各位

令和 8 年 明石海峡及び付近における
「いかなご 2 そう曳き漁業」盛漁期間中の航行安全対策

1. 安全対策

(1) 航路入航調整

航路内の安全が確保されるまで航路への入航は行わない。

水先人嚮導船舶は、原則として日出 30 分前から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行できるよう時間調整する。

※仕向け地が日没時刻までに制限される船舶は、出来る限り日出 30 分前までの明石海峡航路通航が望ましい。

• 漁業操業時間

- ① 操業開始時間：操業は日出時から開始されるが、約 30 分前から航路付近に進出する。
- ② 操業終了時間：通常、正午頃までだが、不漁の場合は正午を過ぎても操業が続くことがある。

(2) 航路入航可否の判断

嚮導水先人は、大阪マーチス、巡視艇の情報等を基に本船船長と打合せ、航路入航の可否を判断する。

(3) 進路警戒船について

- ① 水先人が乗船する船舶において、やむを得ず日出 30 分前から正午までの間に明石海峡航路を航行する場合、進路警戒船を配備する。
- ② 正午以降であっても漁業操業が行われている場合、警戒業務も延長して行う。
- ③ 警戒業務前の航路内調査は行わない。
- ④ 海上交通安全法に定める全長 200 m 以上の危険物積載船及び全長 250 m 以上の巨大船については従来通りとし、追加配備は行わない。

(4) 安全対策実施期間：操業開始から 2～3 週間（近年の傾向による予想）

参 考：	令和 7 年航行安全対策実施期間	3 月 12 日～3 月 14 日
	令和 6 年航行安全対策実施期間	3 月 11 日、3 月 12 日
	令和 5 年航行安全対策実施期間	3 月 4 日～3 月 17 日

令和4年航行安全対策実施期間 3月 1日～3月17日

令和3年航行安全対策実施期間 3月 6日～3月20日

(5) 安全対策除外日：毎週日曜日（休漁日）

2. 安全対策終了日

操業状況により関係者との打ち合わせにより決定し、速報にて周知する。

3. 操業情報入手方法

- インターネットによる受信

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/>

※上記の操業図は通常1時間毎であるが、いかなご漁期間中は毎時
00分頃と30分頃の2度更新される。

4. 状況により上記安全対策を変更することがある。

以 上